

2023年3月30日 全4頁

# 令和5年金商法等改正法案の概要

## 最善利益義務、説明義務、金融経済教育推進機構、四半期報告書など

金融調査部 主任研究員 横山 淳

### [要約]

- 2023年3月14日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」と「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案」が第211回国会に提出された。
- これらの法律案は、金融審議会市場制度ワーキング・グループ、ディスクロージャーワーキング・グループ、顧客本位タスクフォースの提言などを実現するものである。
- 具体的には、①幅広い金融事業者や企業年金等関係者に対する最善利益義務（顧客や年金加入者の最善の利益を勘案すべき義務）、②顧客属性に応じた説明義務の法定化、③顧客への情報提供におけるデジタル技術活用に関する規定の整備、④資産形成の支援に関する施策を総合的に推進する「基本方針」、⑤金融経済教育推進機構の創設、⑥（金融商品取引法上の）四半期報告書の廃止、⑦半期報告書・臨時報告書などの公衆縦覧期間の延長（5年に）、⑧上場等に伴う既存株主等の口座情報を求める通知に係る期間の規定の見直し（上場日程の期間短縮）など、多岐にわたる改正が盛り込まれている。
- いずれの法律案も成立すれば、その主要事項は、原則、公布日から起算して1年以内の政令指定日からの施行が予定されている（上記⑥四半期報告書の廃止は2024年4月1日施行予定など、異なる施行日のものもある）。

## 金商法等改正法案、振替法等改正法案の国会提出

2023年3月14日、次の[2つの金融関連の法律案](#)が第211回国会に提出された。

「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」（以下、金商法等改正法案）

「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案」（以下、振替法等改正法案）

これらの法律案は、2022年6月にとりまとめられた[金融審議会市場制度ワーキング・グループ](#)

[プ中間整理](#)<sup>1</sup>、同年 12 月にとりまとめられた[金融審議会市場制度ワーキング・グループ第二次中間整理](#)<sup>2</sup>（市場制度 WG 第二次中間整理）、同ワーキング・グループ[顧客本位タスクフォース中間報告](#)<sup>3</sup>（顧客本位 TF 中間報告）、[金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告](#)<sup>4</sup>（DWG 報告）を受けて、その提言などを実現するものである。

## 金商法等改正法案のポイント

金商法等改正法案の主なポイントをまとめると次のようになる。

図表 1 金商法等改正法案のポイント

事項	概要（関連する主な法律）	提言等
<b>【顧客本位の業務運営・金融リテラシー】</b>		
最善利益義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○顧客や年金加入者の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行すべきである旨の義務を、金融事業者や企業年金等関係者に対して横断的に規定（金サ法）</li> <li>○上記に伴い個別の業法における同趣旨の規定を削除（金商法、銀行法、投信法など）</li> </ul>	顧客本位 TF 中間報告
説明義務/情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○契約締結前交付書面の交付義務を、契約締結前における、デジタルを含む、情報提供義務に改める（金商法、銀行法など）</li> <li>○上記の情報提供を行うときは、顧客属性に照らして、その顧客に理解されるために必要な方法及び程度により、説明を行わなければならない（実質的説明義務）（金商法、銀行法など）</li> <li>○契約締結時交付書面、最良執行方針等、運用報告書など書面を原則としていた規定について、デジタルを含む情報提供に改める（金商法、投信法など）</li> </ul>	顧客本位 TF 中間報告
金融リテラシー向上/資産形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○資産形成の支援に関する施策を総合的に推進するための「基本方針」の策定（金サ法）</li> <li>○「金融経済教育推進機構」の創設（金サ法）</li> </ul>	顧客本位 TF 中間報告
<b>【企業開示】</b>		
四半期開示の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>○金商法上の四半期報告書制度を廃止（金商法）</li> <li>○上場会社に対し、四半期報告書に代わり半期報告書の提出を義務付け（金商法）</li> </ul>	DWG 報告

<sup>1</sup> 金本悠希「市場制度ワーキング・グループ中間整理」（2022年7月5日大和総研レポート）参照。

<sup>2</sup> 金本悠希「金融審議会市場制度WGの第二次中間整理」（2022年12月23日大和総研レポート）参照。

<sup>3</sup> 下記のレポート参照。

横山淳・森駿介・斎藤航・矢田歌菜絵「顧客本位タスクフォースの中間報告」（2022年12月14日大和総研レポート）

横山淳「顧客本位タスクフォース中間報告 最善利益義務の制定」（2022年12月20日大和総研レポート）

森駿介・斎藤航「新たなアドバイザー認定制度と金融リテラシー向上を巡る議論」（2022年12月20日大和総研レポート）

矢田歌菜絵「顧客本位タスクフォース中間報告 利益相反と手数料等についての情報提供は義務化へ」（2023年1月26日大和総研レポート）

矢田歌菜絵「顧客本位タスクフォース中間報告 顧客への情報提供のデジタル化は加速へ」（2023年2月24日大和総研レポート）

<sup>4</sup> 藤野大輝「四半期開示の見直しの内容が明確に」（2022年12月21日大和総研レポート）参照。

事項	概要（関連する主な法律）	提言等
公衆縦覧期間の見直し	○次の開示書類の公衆縦覧期間を5年に延長する。 —いわゆる参照方式の有価証券届出書、その添付書類（注1） —発行登録書、その添付書類（注1） —発行登録追補書類、その添付書類（注1） —半期報告書（注1） —半期報告書の確認書（注1） —臨時報告書（注1）	DWG 報告
【その他】		
金融サービス提供法の改称	○「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改称（金サ法）	—
不動産特定共同事業契約	○不動産特定共同事業契約に基づく権利のトークンについて第二項有価証券として金商法の規制対象とする（金商法、不特法）	市場制度 WG 第二次中間整理
投資法人の利益	○投資法人の利益の定義の見直し（注2）（投信法）	市場制度 WG 第二次中間整理
ソーシャルレンディング等	○ソーシャルレンディング等の運用を行うファンドを販売する第二種金融商品取引業者に対して、運用報告書の交付が担保されていないファンドの募集等を禁止（金商法） ○インターネットを用いてソーシャルレンディング等の運用を行うファンドの募集を行う場合について電子募集取扱業務（注3）と同様の規定を整備（金商法）	市場制度 WG 中間整理
登録金融機関の業務範囲	○登録金融機関業務の範囲の見直し（有価証券等管理業務として行う場合に準ずる場合として政令で定める行為（注4）を追加）（金商法）	市場制度 WG 第二次中間整理
デジタル化関連	○各種の揭示情報等のインターネット公表（金商法、金サ法） ○各種手続のデジタル化（金商法）	市場制度 WG 第二次中間整理

（注1）これらの訂正報告書等を含む。

（注2）利益の算定にあたり、評価・換算差額等の評価額をその算定の基礎から控除するよう規定の整備が行われる。

（注3）いわゆる投資型クラウドファンディングに係る業務のこと。

（注4）市場制度 WG 第二次中間整理では、電子記録移転権利（有価証券上の権利を表象するトークン）のうち、権利移転に発行者の承諾が必要になるなど、流通性等が限定されたもの（適用除外電子記録移転権利）の預託が想定されている。

（注5）図表中の法令名の略称は次の通り。

金商法：金融商品取引法

金サ法：金融サービスの提供に関する法律（改正後は、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律）

投信法：投資信託及び投資法人に関する法律

不特法：不動産特定共同事業法

（出所）金商法等改正法案、金融庁「金融商品取引法等の一部を改正する法律案 説明資料」（2023年3月）などを基に大和総研金融調査部制度調査課作成

## 振替法等改正法案のポイント

振替法等改正法案の主なポイントをまとめると次のようになる。

図表2 振替法等改正法案のポイント

事項	概要（関連する主な法律）	提言等
上場日程の期間短縮	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新規上場等に伴い、発行者が株主等に対して株式等の振替を行うための口座情報を求める通知に関連して、（従来の）発行者が株主等への通知を行う期限（注1）ではなく、株主等が発行者に口座情報を通知すべき期間を規定する（振替法）</li> <li>○これに伴い、株主等に対する周知期間を確保しつつ、実務の改善による上場日程の短縮が可能になる、と期待されている</li> </ul>	市場制度 WG 第二次中間整理
日本銀行出資証券のデジタル化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日本銀行出資証券を含む特別法人出資証券を振替制度の対象に追加（振替法）</li> </ul>	市場制度 WG 第二次中間整理
デジタル化関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種の揭示情報等のインターネット公表（会計士法、投信法、資産流動化法）</li> <li>○各種手続のデジタル化（会計士法）</li> </ul>	市場制度 WG 第二次中間整理

（注1）現行制度では、一定の日（上場日の通常2営業日前）の1カ月前まで通知することが求められている。「このような期間の設定方法が上場日程短縮の制約の1つになっている」と指摘されている（市場制度 WG 第二次中間整理 p. 6）。振替法等改正法案の下では、「この項の通知を発した日から起算して、株主及び登録株式質権者の保護のため必要かつ適当なものとして主務省令で定める期間内に通知者に通知すべき旨」を通知するように求める規定（現行の「1月」のような具体的な発出すべき期限の定めはない）とされている。

（注2）図表中の法令名の略称は次の通り。

振替法：社債、株式等の振替に関する法律

会計士法：公認会計士法

投信法：投資信託及び投資法人に関する法律

資産流動化法：資産の流動化に関する法律

（出所）振替法等改正法案などを基に大和総研金融調査部制度調査課作成

## 今後の予定

金商法等改正法案、振替法等改正法案は、今後、衆参両院での審議を経て、第211回国会において可決・成立することが予想される。

成立すれば、いずれの法律案も主要部分は、原則、公布日から起算して1年以内の政令指定日からの施行が予定されている（四半期報告書の廃止は2024年4月1日施行予定など、異なる施行日のものもある）。なお、所要の経過措置も講じられている。